

松阪市妊婦一般健康診査県外受診費助成について

里帰り等により県外医療機関等で妊婦一般健康診査を受けられた時は、健診料は受診した医療機関等の窓口で実費支払いになりますが、下記の内容で松阪市に助成の申請ができます。母子保健のしおり(妊婦一般健康診査結果票)は医療機関等で記入をお願いしてください。必ず領収書(明細書)を医療機関等でお受け取りください。

■対象者 健診受診日に住民票がある妊婦

■回数 14回以内(松阪市での受診回数を含む)

■内容 妊婦一般健康診査として通常行われる検査及び診察

■助成金額

妊婦一般健康診査として通常行われる検査および診察につき、松阪市が県内医療機関等に委託する契約単価を上限として助成します。お支払いただいた額が上限額に満たない場合は、実額となります。

R6(2024)年度(R6.4.1~R7.3.31)交付の母子保健のしおりを使用された場合 (単価・円)

受診区分									
受診機関	1回	2~5回	6回	7回	8回	9回	10回	11回	12~14回
医療機関	23,910	各 5,160	17,870	5,160	7,590	5,160	5,060	13,220	各 5,060
助産所		各 5,160		5,160		5,160	5,060		各 5,060

R7(2025)年度(R7.4.1~R8.3.31)交付の母子保健のしおりを使用された場合 (単価・円)

受診区分									
受診機関	1回	2~5回	6回	7回	8回	9回	10回	11回	12~14回
医療機関	23,910	各 5,180	17,830	5,180	7,610	5,180	5,080	13,270	各 5,080
助産所		各 5,180		5,180		5,180	5,080		各 5,080

■申請方法

県外の医療機関で最後に妊婦健診を受診した日から6カ月以内に、次の書類を下記場所で申請してください。

- ① 妊婦一般健康診査県外受診費助成金交付申請書(兼実績報告書兼請求書)
- ② 妊婦一般健康診査結果票(結果の記入・医師の署名もしくは記名のあるもの)
- ③ 県外医療機関発行の領収書・明細書(原本)
- ④ 母子健康手帳

■交付時期 内容を審査の上、申請月の翌々月に、交付額が指定口座に振り込まれます。

県外で産婦健康診査を受けられる方で、確定申告の医療費控除の申請を予定している方へ

助成金の申請をされる方で、確定申告の医療費控除を予定している方は、先に妊婦健康診査費の助成を受けた後に、確定申告をしてください。これは、決定された助成額を差し引いた額が医療費控除の対象額となるためです。すでに全額医療費控除として申告してしまった場合や、申告額を確認できる書類(確定申告書の控え、医療費の内訳書・領収書)の提出がない場合は助成対象外です。確定申告の医療費控除については松阪税務署へお問い合わせください。

〒515-8550 松阪市高町493番地6 松阪合同庁舎内 松阪税務署 電話 0598-52-3021

■申請場所

健康センター「はるる」

嬉野保健センター

飯南地域振興局 地域住民課

飯高地域振興局 地域住民課

〒515-0078 松阪市春日町一丁目19番地

〒515-2324 松阪市嬉野町1434番地

〒515-1411 松阪市飯南町粥見3950番地

〒515-1592 松阪市飯高町宮前180番地

TEL 0598-20-8087

TEL 0598-48-3812

TEL 0598-32-8020

TEL 0598-46-7112